

函館市営住宅入居者審査委員会公印取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市営住宅入居者審査委員会の公印について、必要な事項を定めるものとする。

(名称、大きさ等)

第2条 公印の名称、大きさ等は、次のとおりとする。

名 称	大 き さ (ミリメートル)	書 体	個 数	用 途	管 守 者
函館市営住宅入居者審査委員会委員長印	22×22	てん書	1	委員長名をもってする文書	都市建設部 住宅課長

第3条 公印は、すべての文書の決裁後でなければ使用することができない。ただし、定例のものであらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りでない。

2 公印を使用するときは、公印使用簿（別記様式）に所定の事項を記載し、管守者の確認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

函館市営住宅入居者審査委員会委員長印